

**令和7年度  
田川広域水道企業団競争入札参加資格審査申請案内  
(建設工事) <管内業者>**

田川広域水道企業団が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を行い、有資格者名簿を作成しますので、入札に参加を希望される方は、この申請案内に従って書類を作成し、提出してください。

## 1 申請案内

### (1) 登録業種

企業団では、建設工事のうち、「水道施設工事」と「管工事」の2業種の登録受付を行います。

### (2) 登録の範囲

管内業者（主たる営業所（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する営業所をいう。）を田川市、川崎町、糸田町、福智町（以下「構成団体」という。）内に有する者をいう。）である者を登録します。

なお、田川市及び糸田町の建設業者については、当該市町の令和7年度競争入札参加資格審査申請において、上記業種（糸田町では「上水道」）を申請受理されたことを条件とします。企業団の申請受付後に、当該市町の名簿に登載されていることを確認しますので、当該市町へ必ず申請していただきますようお願いします。

### (3) その他の登録業種と登録範囲について

上記に該当しない建設工事業種、附帯業務及び物品・役務並びに構成団体以外の業者については、従来通り各構成団体に申請をしてください。（構成団体の入札参加資格者として認定された者を企業団の名簿に登載します。）

## 2 申請書を提出できない方

次のいずれかに該当する方は、資格申請書を提出できません。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設業を営む者で、建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けていない者
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていない者
- (3) 田川広域水道企業団契約事務規則第2条及び第23条に該当し、一般・指名競争入札に参加できない者
- (4) 事業所の形態（法人、個人事業主）や常用労働者の数等によって異なる、適正な社会保険等（「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」）に加入していない者
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

## 3 申請書類の受付期間及び提出方法等

### (1) 受付期間

令和7年2月3日から2月21日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

※受付期間終了後の受付は行っておりません。必ず、受付期間中に申請してください。

## (2) 提出方法

総務課契約管理係（田川市役所別館 2 階 小会議室）の受付会場まで持参してください。

※受付時間 13時00分～16時30分

※上記受付時間帯に来場が難しい方は、総務課契約管理係までご連絡ください。

## (3) 提出先

住 所 等	電 話 番 号
〒825-8501 福岡県田川市中央町1番1号 田川広域水道企業団 総務課 契約管理係 (田川市役所別館2階)	直通：0947-23-2147

※受付は、総務課契約管理係（田川市役所別館 2 階）執務室横の 小会議室 で行います。  
来場の際は、別館 1 階にある 田川水道修繕センター事務所側の階段 からお越しください。

## 4 登録の有効期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

## 5 登録希望業種

### (1) 注意点

- ① 1業者2業種まで登録可能です。
- ② 登録された業種の年度途中での変更はできません。
- ③ 1業種のみ登録もできます。

### (2) 登録希望業種について

以下の登録業種表に従い、希望業種を登録業種調書に記入してください。

#### 登録業種表

2業種	・水道施設工事 ・管工事
-----	-----------------

### (お知らせ)

#### ※水道管布設等工事における配水管技能者の配置等について

企業団が発注する水道管布設等工事は、重要なライフラインに係る工事であることから、配管工事における技術力確保を明確にするため、令和9年4月以降の工事から施工業者の要件及び配水管技能者の配置と雇用について義務付けます。（令和9年3月31日までに猶予期間とします。）

#### ① 水道管布設等工事を施工する者の要件

- ア 建設業法に規定する 水道施設工事業 の許可を受けていること。
- イ 水道法に規定する 指定給水装置工事事業者 の指定を受けていること。

#### ② 配水管技能者の配置が必要な工事と資格表

工事内容	団体	資格
全ての水道管布設等工事 <u>(2資格とも必要)</u>	(公財)給水工事技術振興財団	給水装置工事主任技術者
		給水装置工事配管技能者検定会合格者
φ500mm未満の耐震継手管の水道管布設等工事 <u>(いずれかの資格でよい)</u>	(公社)日本水道協会	配水管技能者 (一般継手又は耐震継手)
	(一社)日本ダクティル鉄管協会	継手接合研修会(耐震管φ450mm以下)受講者
φ500mm以上の耐震継手管の水道管布設等工事 <u>(いずれかの資格でよい)</u>	(公社)日本水道協会	配水管技能者 (大口径管)
	(一社)日本ダクティル鉄管協会	継手接合研修会(耐震管φ500mm以上)受講者
水道配水用ポリエチレン管の水道管布設等工事	配水用ポリエチレンパイプシステム協会	水道配水用ポリエチレン管施工講習受講者

※上記団体に準じた団体が主催する講習会、研修会その他これらに類するものを受け、その課程を修了したことが証明できる者については、その都度判断します。

### ③ 配水管技能者の雇用関係等

ア 配水管技能者は、3か月以上継続して直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。

イ 配水管技能者は、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者と兼ねることができるものとします。

## 6 提出書類

別紙申請書様式を基本とします。

ただし、工事経歴書等については中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式、または国土交通省地方整備局競争入札参加資格審査申請様式の使用も可とします。

No.	書類名	様式	注意点
1	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(建設工事)	企業団指定	* 本社・本店で申請 * 実印(法務局又は市町村に登録している印)を押印 * 担当者連絡先には、必ず連絡がとれる番号(携帯等)を記載すること
2	印鑑証明書		* 写し可
3	使用印鑑届	統一様式可	* 当企業団との取引(契約・請求等)に使用する印鑑を届出 * <u>個人を特定できない印鑑は使用印として登録できない</u> * <u>会社印(社名のみ角印など)単独使用は不可</u>

4	登録業種調書	企業団 指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 1者2業種まで登録可</li> <li>* <u>年度途中での登録業種変更は不可</u></li> </ul>
5	建設業許可証明書又は 建設業許可通知書の写し		
6	経営事項審査（経営規模等 評価）結果通知書・総合評 定値通知書の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 有効期間1年7か月</li> <li>* 審査基準日が<u>令和5年9月1日以降のもの</u></li> </ul>
7	履歴事項又は現在事項全部 証明書	法務局 所定様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 写し可</li> <li>* 法人業者に限る</li> </ul>
8	住民票（本人のみ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 写し可</li> <li>* 個人業者に限る</li> <li>* 代表者の住民票（本人のみ、世帯主・続柄・本籍・筆頭者を記載したもの）</li> </ul>
9	代表者身分（身元）証明書		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 写し可</li> <li>* 個人業者に限る</li> <li>* 法人業者は提出不要</li> </ul>
10	役員等調書	企業団 指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（代表者・監査役を含む。）<u>全員を記入</u></li> <li>* 個人業者の場合は、代表者のみ記入</li> <li>* <u>記入欄が不足する場合には、様式をコピーし、全てに申請者の記名</u></li> </ul>
11	営業所一覧表	任意可	* 営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○を記入
12	営業の沿革（営業経歴書）	任意可	* 創業後に組織変更等があつても変更前の創業年月日を記入
13	工事経歴書	統一様式 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 登録希望営業所における実績を記載</li> <li>* 登録希望業種ごとに別様式に記載</li> <li>* <u>令和5年4月1日から令和6年12月31日までに受注または竣工したもの</u></li> </ul>
14	事業所調書	企業団 指定	* 経營業務管理責任者名、営業所専任技術者名は、建設業許可申請時の届出を確認して記載
15	技術者経歴書  * 受注後に配置する技術者は、登録しようとする営業所に所属している者以外は認められない	統一様式 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 登録希望営業所の技術者のみ記載</li> <li>* 登録希望業種ごとに別様式に記載</li> <li>* 資格者証の写しを添付</li> <li>* 3か月以上の継続雇用が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写しを添付</li> <li>* <u>被保険者証の写しに関しては、記号・番号・保険者番号及びQRコード、の該当部分はマスキング（黒塗）すること</u></li> <li>* 特定建設業の許可を受けている建設業者は、監理技術者については、技術者調書の「法令による免許等」の欄中「名称」に「監理技術者」と記載</li> <li>* <u>実務経験者については、実務経験証明書を必ず</u></li> </ul>

			<p>添付（写し可）</p> <p>* 管工事登録を希望する場合で、浄化槽設備士の資格を有する者は資格者証の写しを添付</p>
16	<p>配水管技能者名簿</p> <p>* 受注後に配置する技術者は、登録しようとする営業所に所属している者以外は認められない</p>	企業団指定	<p>* 技術者経歴書に記載した技術者のうち、配水管技能を有する技術者を記載</p> <p>* 資格者証、合格証書、受講証明書等の写しを添付</p> <p><b>※配水管技能者配置の義務付けは、令和9年4月以降に発注する工事からの適用になります</b></p>
17	<p>消費税及び地方消費税等の納税証明書</p> <p>* 納税証明書は、電子納税証明書（PDF）を印刷したもの可</p>	税務署 所定様式	<p>* 写し可</p> <p>* 免税業者等で申告納税を行っていない者も、要提出</p> <p>* 法人業者は様式その3の3（「法人税」・「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）</p> <p>* 個人業者は様式その3の2（「申告所得税」・「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）</p>
18	<p>市税又は町税につき滞納のない証明書又は完納証明書</p> <p>* 営業所が所在する市町（田川市、川崎町、糸田町、福智町）の証明書</p>		<p>* 写し可</p> <p>* 法人・個人にかかわらず営業所が所在する市町（田川市、川崎町、糸田町、福智町）からの課税があれば提出</p> <p>* 個人業者の場合は、代表者本人のもの</p> <p>* 個人業者のうち、屋号で課税がある場合も提出</p>
19	<p>水道料金納入証明書</p> <p>* 営業所登録住所で水道契約をしている者が納付している証明書</p>	料金センター 所定様式	<p>* 写し可</p> <p>* 法人・個人名の契約にかかわらず営業所が所在する住所に水道契約があればすべて提出</p> <p>* 調定年月が令和5年4月から令和6年10月までの請求月の支払いが確認できるもの</p>
20	営業用機械器具一覧表	統一様式可	
21	口座振替依頼書	企業団指定	* 口座名義には必ずフリガナを記入
22	営業所の確認できる位置図と写真		* 写真については、営業所全景・事務所内・建設業の標識掲示場所が確認できるもの
23	暴力団排除に関する誓約書	企業団指定	

※ 糸田町の建設業者については、糸田町の令和7年度競争入札参加資格審査申請を受理されたことがわかる証明（受付票）をご持参ください。

## 7 審査結果

入札参加資格を有すると認定された方については、「田川広域水道企業団競争入札参加有資格者名簿」に登載し、令和7年4月初旬に企業団ホームページで公開しますので、ご了承願います。

なお、郵送、電話連絡による認定通知は行っていません。

## 8 注意事項など

- (1) 各証明書類について、特に指定がない場合は、発行が提出日から3か月以内のもの
- (2) 様式で「任意可」としているものについては、企業団指定様式の内容が網羅されている様式を使用してください。
- (3) 有資格者名簿の登録は、必ずしも発注を約束するものではありません。
- (4) 資格審査の結果、入札参加資格を取得した者が、その後、入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載など不正行為をしたことが判明した場合は、資格を取り消します。
- (5) 田川広域水道企業団ホームページ「令和7年度競争入札参加資格審査申請案内について」から様式のダウンロードができます。

なお、「企業団情報／入札情報／業者登録／田川広域水道企業団競争入札 参加資格審査申請案内（建設工事）」から様式のダウンロードもできます。

- (6) 必ず1から23までの書類を、**提出書類チェック表**に基づき、最終確認をしたうえで、**提出書類チェック表**を1番上にし、A4のファイル（ファイルの色に指定はありません。）に番号順に綴じてください。  
また、表紙、背表紙に「令和7年度競争入札参加資格審査申請書」及び「業者名」を記載して提出してください。
- (7) 提出部数は1部です。

**< R 7 指名登録時に有効な経審結果通知書早見表 >**

決算日	有効な経営事項審査結果通知書 (審査基準日)
1 月末	令和 6 年 1 月末
2 月末	令和 6 年 2 月末
3 月末	令和 6 年 3 月末
4 月末	令和 6 年 4 月末
5 月末	令和 6 年 5 月末
6 月末	令和 6 年 6 月末
7 月末	令和 6 年 7 月末
8 月末	令和 6 年 8 月末
9 月末	令和 5 年 9 月末
1 0 月末	令和 5 年 1 0 月末
1 1 月末	令和 5 年 1 1 月末
1 2 月末	令和 5 年 1 2 月末

**【田川広域水道企業団契約事務規則（抜粋）】**

第 2 条 企業長は、売買、賃借、請負その他の契約につき一般競争入札に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに未成年者をいう。）及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

2 企業長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号の一に該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 前 2 項に定めるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である法人は、競争入札に参加することができない。

第 2 3 条 第 2 条の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。